

転入される方へ・・・ようこそ あま市 へ！

住所変更に伴うさまざまな手続きの概要は下記のとおりです。ご確認のうえ、ご不明な点は、それぞれの窓口でお尋ねください。

転入届には 転出証明書、マイナンバーカード（マイナンバーカードでの特例転出やマイナポータルでの転出の場合は、転出証明書不要です。）と本人確認書類が必要です。

★下記に該当する場合は、次の手続きも必要になります。

該当すること	あま市での手続き	お問い合わせ先
印鑑登録をする方	★登録する印鑑と本人確認書類が必要です。代理人が印鑑登録をする場合は、別に代理人選任届が必要です。	市民課 052-444-3167
マイナンバーカードを所有している方	転出の予定日から30日を経過又は転入日から14日を経過した後に転入届を出す場合はマイナンバーカードが失効します。 ★転入の届出をした日から90日以内に継続利用手続き（住所変更の手続き）が必要です。手続きがされない場合、マイナンバーカードが失効します。また、手続きの際には、暗証番号の入力が必要です。本人以外の方が手続きをする場合は、事前にお問い合わせください。 なお、住所変更に伴い署名用電子証明書は失効しますので、利用する場合は改めて発行申請が必要になります。	
在留カードを所有している方	★住所変更の手続きが必要です。	
国民健康保険に加入する方	★新たに加入手続きをしてください。	保険医療課 052-444-3168
国民年金に加入している方	★年金手帳、または基礎年金番号通知書をご持参ください。	
国民年金を受給している方	★担当窓口でお尋ねください。	
子ども医療等を受給している方	★担当窓口でお尋ねください。 子ども医療は、15歳到達の年度末までの受給者証をお渡しします。お子さんの健康保険加入状況がわかるもの（資格情報のお知らせ、資格確認書等）が必要です。	
後期高齢者医療制度に加入している方	★担当窓口でお尋ねください。	
介護保険について	★65歳以上の方及び40歳以上65歳未満で要介護認定を受けている方は、被保険者証などの交付手続きをしてください。	高齢福祉課 052-444-3141
児童手当を受給している方	★児童手当の申請手続きが必要です。	子ども福祉課 052-444-3173
児童扶養手当・遺児手当を受給している方	★手当の申請手続きが必要です。	
障害者手帳等をお持ちの方	★住所変更届、手当の申請手続きが必要です。	障がい福祉課 052-485-5980
障害者総合支援法に基づく受給者証がある方	★利用の申請手続きが必要です。	
小中学生の子がいる方（転校の手続）	★就学される学校に電話してください。（別紙案内をご覧ください。）	学校教育課 052-444-0902
妊産婦・乳児健康診査受診票をお持ちの方	★転入前に交付を受けた受診票は、使用できません。交換手続きが必要です。母子健康手帳・前住所地の受診票をご持参ください。	甚目寺保健センター 052-443-0005 七宝保健センター 052-441-5665 美和保健センター 052-443-3838
美和、七宝地区で上水道を使用される方	★お電話で使用開始の手続きが必要です。	上水道課 052-441-7115
西今宿の一部、栄地区で上水道を使用される方		
甚目寺地区で上水道を使用される方	★お電話で使用開始の手続きが必要です。	名古屋市上下水道局 お客さま受付センター 052-884-5959
原付バイク、軽自動車等をお持ちの方	★原付バイクの登録が必要です。前市区町村で廃車手続きをおこなっていない場合は、標識（ナンバープレート）及び標識交付証明書を持参のうえ、手続きをしてください。 あま市ナンバーのもの（原付バイク等排気量125cc以下）：あま市役所税務課 二輪のバイク（125cc超～）：中部運輸局愛知支局 軽四輪車等：軽自動車検査協会愛知主管事務所	税務課 052-444-0509 中部運輸局愛知運輸支局 050-5540-2046 軽自動車検査協会愛知主管事務所 050-3816-1770